

組合 Q & A

理事会の通知が漏れた場合

理事会の招集通知が漏れた場合は、理事会決議は無効になるのか

理事会の招集は必ずしも文書による必要はないのですが、招集通知が漏れた場合は理事会の決議は無効になる可能性が高いと言えます。この点については、金融事業を行う組合の事案で最高裁判決が出ています。

代表理事のAは、自分が社長の会社に組合事務所を置いていました。組合員は設立当初からAに資金の調達を頼み、年末資金などの融資を受けていました。組合の資金調達方法の一つが、Aの会社からの借入でした。

この借入について理事長の自己契約が問題になり、正式な理事会の決議があったか否かが争われました。

組合は、理事会が開かれた形跡はないから契約は無効だと主張し

ました。Aは、七人の理事の過半数の四人が集まり承認を得たから、理事会で議決したのと同じだと主張しました。

高裁は、正規の理事会ではないが、理事の過半数の承認を得ていたから、自己契約は有効であるとしました。

しかし、最高裁は次のように判断しました。

「中小企業組合は、強度の公益性を有すると解され、その役員たる理事の職責は重大であつて法が理事の権限としてある事項については、全理事に意見発表の機会があるなどその権限の行使が適切でなければならぬ。理事がその職責を尽くすため理事会においてその権限を行使することは、単に組合員に対する誠実義務のみからでなく、組合の公益性の点からも強く要請されているべきである」

「理事会の招集は、理事の職責にかんがみ、厳格に解釈すべきで、一部の理事に招集通知が漏れるなどの違法のあったときには、原則として理事会の決議も無効とすべきである。ただ、その理事が出席しても理事会の決議の結果に何等

の影響がないことが証明されたときに限り、決議の効力に影響がないと解するのが相当である」

以上の理由で、会社の取締役会に要求されるよりも厳しく理事会の成立要件を適用すべきであると判断し、高裁に審理のやり直しを命じました。

通知が漏れた理事が出席していたとしても決議の結果に影響がないことを証明できなければ、通知漏れの理事会決議を有効にしてはいけないというわけです。

この判決は、七人の理事のうち三人に通知しなかったケースですが、通知漏れについて厳しい判断を下しています。

ポイント

★理事会の通知漏れは決議無効の可能性がある

中小企業組合理事のためのQ & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q 定款・規約に関する正誤問題です。

【第1問】組合の「定款」も「規約」もその制定・改廃は、総会の特別議決事項である。

【第2問】「経費の負担に関する規定」と「使用料及び手数料に関する規定」は定款の絶対的記載事項である。

【第3問】「持分の払戻に関する規定」は定款に記載しなくてもよい。

【第4問】総会の特別議決で定款を変更した場合、変更事項によっては所管行政庁の認可を経ず、可決時点でその効力を発する。

【第5問】書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使を認めない、とする定款規定も可能である。

【解答】【第1問】×（定款の制定・改廃は、総会の特別議決事項だが、規約は普通議決でよい。定款は組合が活動するに際し、組合員相互の関係、組合と組合員の関係等を律し、組合に法人格を与える基本になるものであるから、総会の特別議決事項にしている。）【第2問】×（使用料及び手数料に関する規定）は、徴収する場合は定款に規定しなければならないが、絶対的記載事項ではない。【第3問】×（持分の払戻に関する規定）は中協法第33条に規定された定款の絶対的記載事項ではないが、「持分の払戻」は組合員に与えられた絶対権であることが中協法第20条に定められており、定款に記載しなければならないものである。）【第4問】×（定款は、制定・改廃のすべてが総会の特別議決事項で、行政庁の認可を要する。）【第5問】×（……書面又は代理人による議決権又は選挙権を行うことができる）とあるが、書面・代理人による議決権行使は、法律が組合員に絶対権として与えたものと解されている。したがって、定款に定めることができるのは、権利行使の手續に関するものであり、書面・代理人による権利行使そのものを否定した定款規定は法令違反になると考えられる。）